

議案第 56 号

損害賠償の額の決定及び和解について

小島漁港駐車場において、小島浄化センターから飛散した屋根材による車両破損に係る損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

記

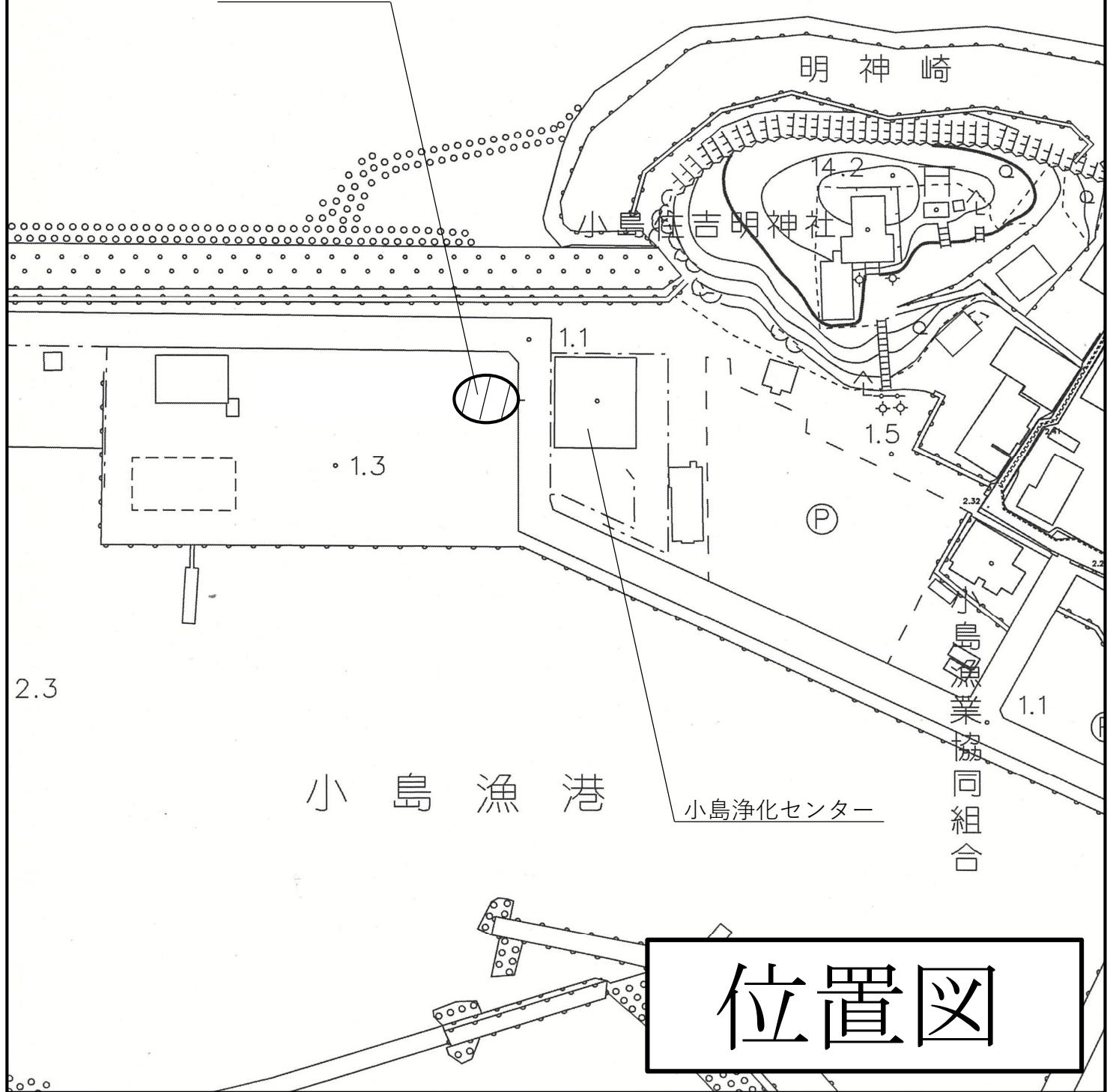
- 1 事故発生日時 令和 7 年 5 月 24 日 (土) 午前 2 時
- 2 事故発生場所 小島漁港駐車場
(大阪府泉南郡岬町多奈川小島 906 番地)
- 3 損害賠償及び和解の相手方 兵庫県川西市
個人
- 4 事故の概要 相手方が自己所有の車両を小島漁港駐車場に駐車していたところ、強風により小島浄化センターの屋根材が車両に向かって飛散したため、当該車両が損傷した。
- 5 損害賠償の額 1,448,600 円

提 案 理 由

小島漁港駐車場で発生した車両破損に係る損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号並びに岬町下水道事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により、議会の議決を求めるものです。



事故発生場所



飛散した屋根



損傷した車両

